

# 突然「雇止め」と言われた！！

－ 4月1日からの「無期転換」を理由にした解雇－

## 無期雇用転換ルールを学ぶ さいたま市民講座

### 3月25日（日）14:00～16:00

会場 **さいたま共済会館504** ☆参加費無料☆

講師 **小内克浩 弁護士**（埼玉中央法律事務所）

#### 【内 容】

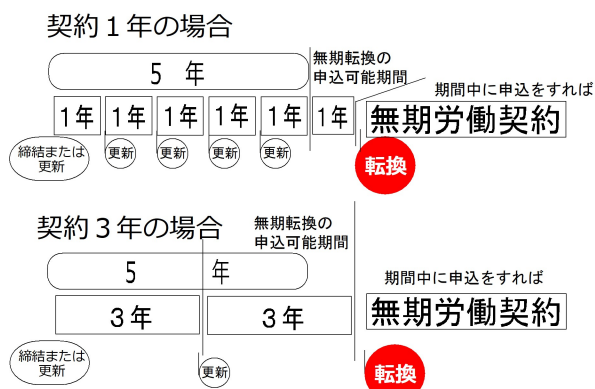
知っていますか？

- ・ 無期雇用転換ルールとは何か
- ・ それをめぐって起きていることと対処の方法
- ・ 個別での相談対応

・ 同じ事業者の下で、通算5年を超えて働いた場合、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるようになりました。

・ 契約期間1年の場合、5回目の更新後の1年間に、契約期間3年の場合は1回目の3年間に、**無期転換の申込権が発生します。**

#### <労働契約法改正！>「無期転換ルール」2018年4月から本格化



※通算期間のカウントは  
2013年4月以降に開始した契約が対象

#### 無期転換がもたらす「4つ」のメリット

1. 契約の不更新や  
**雇止めの不安が解消**されます
2. 仕事の改善点など、  
**職場で意見が言いやすくなり**ます
3. 有給休暇や病欠など、  
**当然の権利が行使しやすくなり**ます
4. **労働組合に入る**ことを  
ためらう必要がなくなり  
ます

無料労働相談  **0120-78-3160**

主催：さいたま地区労（さいたま地区労働組合協議会）

TEL 048-833-8589 FAX 048-824-9966

後援：労働法制埼玉連絡会（埼労連内）

TEL 048-838-0771 FAX 048-838-0775